

令和6年度 「副首都・大阪」大学連携プロジェクト
リサーチ・プレゼンテーション事業
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度 「副首都・大阪」大学連携プロジェクト リサーチ・プレゼンテーション事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

大阪市では、大阪府、堺市とともに「副首都ビジョン」をとりまとめ、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う、「副首都・大阪」の実現をめざしている。また、当該ビジョンでは副首都・大阪が、次世代を担う若者や女性のチャレンジを後押しし、暮らしやすさ、働きやすさ、楽しさを感じることができ、国内外から選ばれるワクワクする都市となるために、世界標準の都市機能の充実やチャレンジを促す経済政策、大阪府市一体を核とした行政体制の整備を進めるという取組の方向性を掲げているところである。

本事業では各大学の協力のもと、副首都をテーマにした学生による演習・研究活動を通じ、社会人基礎力の向上や、次世代を担う若者が大阪の将来を考える契機とするとともに、副首都ビジョンの理解促進と副首都の実現に向けた機運醸成を図り、もって広く「副首都・大阪」の認知度向上につなげることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,950,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和7年3月28日（金）

※本公募は、令和6年度予算が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募である。条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しない。

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

(5) 再委託について

ア 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記(ア)及び(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記(ウ)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の

相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次の条件を満たす者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。(ただし、(2)、(3)についてはいずれか一方に該当する者とする。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年本市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていること。
- (3) 令和4・5・6年本市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていない者については、令和5年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税(土地・家屋・償却資産)を完納していること。(ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない)
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記(1)から(7)の条件を満たす団体同士(ただし(2)(3)についてはいずれか一方を満たすこと)の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
 - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体(構成員)の変更は認めない。
 - ウ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出することなお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和6年2月26日（月）
・質問受付締切	令和6年3月6日（水）
・質問回答	令和6年3月12日（火）
・参加申出関係書類の提出期限	令和6年3月19日（火）
・参加資格決定通知の送付	令和6年3月26日（火）
・企画提案書の提出期限	令和6年3月28日（木）
・プレゼンテーション審査	令和6年4月15日（月）（予定）
・選定結果通知	令和6年4月下旬（予定）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

ア 受付

令和6年3月6日（水）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受け付けない。

イ 提出方法

質問票【様式1】により、「8（2）提出先」へ提出すること。（電子メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）

ウ 回答

令和6年3月12日（火）までに大阪市ホームページにて回答する。

（2）事業説明動画の配信について

本業務の詳細に関する説明動画を、副首都推進局 YouTube チャンネルにて、限定公開で配信します。

ア 配信日時 令和6年2月26日（月）（公募開始日）から令和6年3月28日（木）（企画提案書提出期限）

イ 受付期間 令和6年2月26日（月）から令和6年3月27日（水）午後5時まで

ウ 申込方法 公募開始日から令和6年3月27日（締切日前日）までに問合せ先のアドレス宛に、電子メールで申し込みすること。電子メール以外の申し込みは受け付けません。

※件名には、「令和6年度 「副首都・大阪」 大学連携プロジェクトリサーチ・プレゼンテーション事業業務委託 説明動画（事業者名）」と明記すること。

※電子メール本文に、「事業者名」、「視聴者の職・氏名」、「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入すること。

※申し込みいただいた後、説明動画視聴 URL を送信するので、配信期間内に視聴すること。

※質問がある場合は、上記「（１）質問の受付」に記載の方法により提出すること。

（３）参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和６年３月１９日（火）までの土日祝を除く、午前９時～午後５時３０分の間に次の書類を「８（２）提出先」に提出（郵送の場合は令和６年３月１９日（火）午後５時３０分 副首都推進局副首都企画担当必着）し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式２】

イ 事業概要（団体の業務内容がわかるもの。様式自由）

ウ 登記事項証明書（ただし、法人の場合のみ。現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前３箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）又は任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

エ 使用印鑑届【様式３】

オ 印鑑証明書（提出日前３箇月以内に発行されたもの：写し不可）ただし、法人格を持たない団体等で法人登記がなく、本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

カ 申請内容確認書【様式４】

キ 団体目的等についての誓約書【様式５】

ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前３箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その３、その３の２、その３の３、その１のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その１により提出する場合は、直近２箇年分の納税が確認できること。）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること

ケ 直近２箇年の市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前３箇月以内に発行されたもの：写し可）ただし、営業が２年未満の者もしくは非課税で本証明書が２箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

コ 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式６】

サ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

※共同体での参加の場合、イ～コは各構成員分提出すること。

※ なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

※ また、上記ク及びケについて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における

税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

(4) 参加資格決定の通知

参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和6年3月26日（火）付で電子メール（※電子メールができない場合は郵送）にて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(5) 企画提案書の提出

ア 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書を提出すること。

① 様式・枚数について

- ・ A4判両面で10枚（20頁）以内（ただし、表紙、目次は含まない）とする。
- ・ ページ番号を付すこと。
- ・ 図等の使用も可とする。
- ・ 主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。

② 全体研修会の会場、進行計画、運営手法等について

- ・ 全体研修会において、プレゼンの手法、発表資料の作成手法及び研究を実施するにあたっての一般的なノウハウ等を学べる構成。
- ・ 全体研修会において、オンライン形式のなかで、ワークショップの実施により、他大学との交流を通じて、学生が一体感を持てる内容への工夫。
- ・ 研究活動や発表手法などに精通しており、学生への講義実績等が豊富な講師の招へい。

③ 中間発表会の会場、進行計画、運営手法等について

- ・ 学生が緊張感や達成感を得られるようなプログラム構成。
- ・ 学生が成果発表会に向けて、様々な観点から講評、助言をもらい、満足感を得られるような工夫。
- ・ 対面及びオンライン併用の形式のなかで他大学の学生の考え方や意見を各学生が吸収できるような研究活動をとおした意見交換会（交流会）の場の設定。
- ・ 学生の研究を民間視点の講評で深めることのできる民間有識者の招へい。

④ 成果発表会の会場、進行計画、運営手法等について

- ・ 学生が緊張感や達成感を得られるようなプログラム構成。
- ・ 学生が、様々な観点から講評をもらい、研究を深めたことに対する満足感を得られるような工夫。
- ・ 他大学の学生の考え方や意見を各学生が吸収できるような意見交換会（交流会）の場の設定。
- ・ 学生の研究を民間視点の講評で深めることのできる民間有識者の招へい。

⑤ 研究にかかる取材活動の援助等について

- ・ 学生の研究テーマに適切に対応し、さらに研究が深まるような取材先を見つけら

れるネットワーク。

⑥ 公開用動画作成について

- ・新規参加の大学の増加につながる動画とすること（学生が参加したい、大学教員が参加させたいと感じられる内容）

⑦ 実施体制

- ・本業務にかかる組織体制について記載すること。
- ・本業務と類似した実績があれば示すこと。

⑧ 経費内訳（事業経費と積算根拠）

- ・経費積算の内訳
- ・内訳の主な項目は、人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼金、会議費等とし、その他必要な経費については項目を追加すること。ただし飲食費は委託料に含まない。

イ 提出部数

正本 1 部（記名・代表者印を押印）と副本 6 部

※副本については、申請団体の商号又は名称（略称含む）、同団体の所在地、電話番号及び F A X 番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）をマスキングすること。

ウ 受付期間

令和 6 年 3 月 26 日（火）から令和 6 年 3 月 28 日（木）までの土日祝を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分の間とする。

※郵送の場合は、令和 6 年 3 月 28 日（木）午後 5 時 30 分 大阪市役所副首都推進局副首都企画担当必着

エ 提出場所

「8（2）提出先」まで持参又は郵送すること。

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（配点設定）※選定委員会各委員の評価点は 100 点満点とし、配点は以下のとおり。

項目	審査内容	配点
企画力	事業全般 ・本事業の趣旨及び目的が十分理解されており、学生の副首都ビジョンへの理解促進や共感の深化につながる内容となっているか。	15 点
	全体研修会 ・参加学生が社会人基礎力を身につけられる成長の場となっているか（研修内容の充実度）。 ・オンライン形式のなかで他大学の学生間で交流を持つことができ、一体感が得られる内容となっているか（ワ	20 点

	ークショップの工夫度)。 ・研究活動や発表手法などに関して有益な講義を行うことができる民間有識者が選定されているか(ネットワーク力)。	
中間及び成果発表会	・参加学生が開催中は緊張感や達成感を得られる構成となっているか(プログラム内容の工夫度・充実度、発表会全体の質向上に向けた取組)。 ・他大学の学生間で交流を持つことができ、一体感が得られる内容となっているか(学生間の交流の場の設定の工夫度)。 ・終了後には満足感を得られる構成となっているか(プログラム内容の工夫度・充実度、発表会全体の質向上に向けた取組)。 ・民間企業の視点から学生への有益なアドバイスを行うことができる民間有識者が選定されているか(ネットワーク力)。	30点
取材活動の援助	・各々の学生の研究が深まるような取材先との調整が可能か(ネットワーク力)。	10点
公開用動画	・参加大学以外の学生や教員が「面白そう」と感じるなど、新規参加大学の増加につながるような提案となっているか(動画のPRにかかる工夫度)。	10点
実施体制	・提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 ・過去に類似の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか。 ・学生に対する、個人情報や法人情報の保護、著作権の取扱いに関する指導、管理体制が構築されているか。	10点
積算の妥当性	・提案内容に比べて提案金額の積算が妥当にされているか。	5点
計		100点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「副首都・大阪」大学連携プロジェクト リサーチ・プレゼンテーション事業業務委託の実施における公募型プロポーザル選定委員会を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、その意見

を受けて選定する。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和6年4月15日（月）に開催する予定であるが、確定日時及び会場（Teamsによるオンライン会議の可能性あり）については、後日通知する。プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。（時間の指定はできないので、予めご了承ください。）

上記6（5）の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合、モニターはこちらで用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は応募提案者で用意すること（持ち込みによる使用は可）。なお、持ち込みのパソコンとモニターの接続方法は、HDMI ケーブルによる接続とする。

ウ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

エ 審査の結果、評価点の合計が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1)選定基準」に記載している評価項目「企画力」中間及び成果発表会の得点が高い方を最優秀提案者とする。

オ 評価点の合計が基準点（平均60点）に満たなかった場合、若しくは1項目でも0点がある場合は、評価点が高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。

- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。
（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
（ただし、本市が補正等を求める場合を除く。）
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については本市と調整した上で、誠実に履行すること。
- ク 企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

（2）提出先、問い合わせ先

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5 階

副首都推進局副首都企画担当

（担当：澤田、山田、萬城）

電話：06-6208-8987 ファックス：06-6202-9355

E-MAIL：ae0003@city.osaka.lg.jp